

令和 7 年小川村議会 9 月定例会会議録				
(第 5 号)				
招 集 年 月 日	令和7年8月25日			
招 集 の 場 所	小川村議会議場			
開 議	令和7年9月17日		午前10時00分	
出 席 議 員	1 番	坂 井 正	7 番	小 林 和 人
	2 番	新 井 幹 夫	8 番	大久保利廣
	3 番	塚 田 綾 子	9 番	山 本 陵
	5 番	和 田 一 秀	10 番	峰 村 正 一
	6 番	西 沢 哲 朗	11 番	松 本 敏 照
欠 席 議 員	なし			
不 応 招 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	村 長	染 野 隆 嗣	総務係長	中 島 剛 信
	副村長	小 林 裕 一 郎	企画財政係長	森 学
	教 育 長	北 田 愛 治	総合戦略推進室長	西 澤 秀 仁
	総務課長	大 日 方 浩 和	社会福祉係長	伊 藤 義 彦
	住民福祉課長	高 木 一 仁	建設係長	北 村 亮
	建設経済課長	高 羽 哲 夫	教育次長	清 水 栄 二
	代表監査委員	三 水 弘 好		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長	竹 村 広 義	書記	伊 藤 正

議 事 の 経 過

令和 7 年 9 月 17 日

(午前10時)

開会宣言

○議長（西沢哲朗）ただ今の時刻は午前10時です。出席議員は10人全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（西沢哲朗）本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程 1 議案説明

○議長（西沢哲朗）日程 1 議案説明であります。

議案第71号 令和 7 年度小川村一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（西沢哲朗）議案第71号令和 7 年度小川村一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提案者の説明を求めます。大日方総務課長。

○総務課長（大日方浩和）＝議案第71号朗読＝

最初に、3 の歳出から申し上げます。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 14 定額減税補足給付金給付金、補正額 543 万 6,000 円、財源内訳は全て国県の支出金となります。説明欄に移ります。この部分につきましては、6 月の定例会の際に補正予算として、この定額減税補足給付金事業をお認めいただいているところでございます。この定額減税補足給付金につきましては、昨年も行いましたけれども、昨年は令和 5 年分の所得を基にして、令和 6 年分の所得を推計して定額減税を行いました。今年度につきましては令和 6 年分の所得が確定することにより、本来給付すべき所要額と、当初、調整給付金との間で差額が生じた者について、調整給付金を給付するものです。8 月にシステム改修を行い、今月に入ってから対象者の抽出を行ったところですが、その結果、支給対象者が 360 名余りで、給付金も 940 万円の見込みとなり、6 月に補正した部分と比べて不足が見込めるため、今回 540 万円の補正を行うものであります。また、加えまして、対象人数の増に伴いまして、通知を送付する郵便料も 3 万 6,000 円の補正を行うものであります。

上段の 2 の歳入へお願いいたします。2 歳入、款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、

目 1 総務費国庫補助金です。補正額543万6,000円です。説明欄になりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で543万6,000円となります。以上で議案第71号の説明を終わります。

日程 2 議案審議（質疑）

○議長（西沢哲朗）日程 2 議案審議、質疑であります。議案第58号から順次質疑を行います。

議案第 58 号 小川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（西沢哲朗）議案第58号小川村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

本件についての説明は、既に説明が済んでおりますので、直ちに質疑を行います。質疑のある方は発言願います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。以上で本件についての質疑を終結いたします。

議案第 59 号 小川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（西沢哲朗）議案第59号小川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題とします。

本件についても、既に説明が済んでおりますので、直ちに質疑を行います。質疑のある方は発言願います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

なければ質疑なしと認めます。以上で本件についての質疑を終結します。

議案第 60 号 令和 7 年度小川村の一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（西沢哲朗）議案第60号令和 7 年度小川村の一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本件についても、既に説明が済んでおりますので、直ちに質疑を行います。歳入歳出一括で行います。質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はありませんか。8 番大久保利廣議員。

○8 番（大久保利廣議員）お伺いをします。15ページです。土木費の説明欄の14節工事請

負費ということで、8,000万円掲載してございます。説明をいただきましたが、緊急自然災害防止対策事業債を使って、というようなことの中で、工事内容、道路維持補修と書いてあるんですけども、場所等の説明はあったんですが、工事内容をちょっと説明されたかどうか、されたとすれば再度お願いしたいというふうに思いますが、場所も3箇所ほどメモはしてあるんですが、確か4箇所と言ったような記憶があるんですが、その辺も含めて詳細にお願いします。

○議長（西沢哲朗） 答弁願います。北村建設係長。

○建設係長（北村亮） 工事請負費の内容でありますけれども、箇所につきましては4箇所でございます。まずは村道3号線市ノ口、これにつきましては一工区、二工区あるわけですけども、合わせて約30メートルほどの延長になります。これは法面上部にある木の根の下が崩落によってオーバーハングしているような状態であり、雨が多い時には落石があって危険だということで行うものであります。モルタル吹き付け法枠工を予定しております。それから村道12号線、芋の沢でございますが、55メートルの延長で、これにつきましてはアンカー併用金網張り工ということで、こちらにつきましても、降雨が多い際に土砂が道に流出するということでございます。村道10号線廿越でございます。15メートルの延長で、これにつきましては抱岩地帯というところで、一帯が既に防アミ工を設置している箇所になるんですけども、今回15メートルの間が未施工ということで、そこから落石が頻繁に発生するというところで計画するものであります。それから最後、村道3号線の11の1号線、花尾和田になりますが、これにつきましては15メートルの延長、アンカー併用金網張り工ということで、こちらにつきましては、令和4年8月6日の豪雨で被災した法面についてトンパックが今設置されているわけですけども、そちらの恒久的な対策工事を行いたいということでございます。

○議長（西沢哲朗） 大久保利廣議員。

○8番（大久保利廣議員） 詳細にありがとうございました。8,000万円という中で、4か所の工事、大まかで結構なんですけど、それぞれの工事費分かったらお願いします。

○議長（西沢哲朗） 北村建設係長。

○建設係長（北村亮） まず一つ目、市ノ口につきましては、2,000万円を概算で計上しております。芋の沢につきましては3,000万円、廿越につきましては1,000万円、花尾につきましては2,000万円、合わせて8,000万円です。

○議長（西沢哲朗） 他にございませんか。質疑はございませんか。

（質疑なし）

なければ質疑なしと認めます。以上で本件についての質疑を終結します。

議案第61号 令和7年度小川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（西沢哲朗） 議案第61号令和7年度小川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についても、既に説明が済んでおりますので、直ちに質疑を行います。事業勘定歳入歳出、直営診療施設勘定歳入歳出、直営歯科診療施設勘定歳入歳出を一括して行います。質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

なければ質疑なしと認めます。以上で本件についての質疑を終結します。

議案第62号 令和7年度小川村介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（西沢哲朗） 議案第62号令和7年度小川村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についても、既に説明が済んでおりますので、直ちに質疑を行います。歳入歳出一括で行います。質疑のある方はページを指定して発言を願います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

なければ質疑なしと認めます。以上で本件についての質疑を終結します。

議案第63号 令和7年度小川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（西沢哲朗） 議案第63号令和7年度小川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についても既に説明が済んでおりますので、直ちに質疑を行います。歳入歳出一括で行います。質疑のある方はページを指定して発言を願います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

なければ質疑なしと認めます。以上で本件についての質疑を終結します。

議案第64号 令和6年度小川村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（西沢哲朗） 議案第64号令和6年度小川村一般会計歳入歳出決算の認定について、

を議題とします。

本件についても既に説明が済んでおりますので、直ちに質疑を行います。歳出から款ごとに行います。款 1 議会費27ページから28ページで質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。以上で款 1 議会費の質疑を終結します。

款 2 総務費28ページから54ページまで質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はございませんか。

(質疑なし)

なければ質疑なしと認めます。以上で款 2 総務費の質疑を終結します。

次、款 3 民生費54ページから77ページまで、質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はありませんか。なければ質疑なしと認めます。以上で款 3 民生費の質疑を終結します。

次、款 4 衛生費。77ページから88ページまで質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

なければ質疑なしと認めます。以上で款 4 衛生費の質疑を終結します。

次に款 6 農林水産業費、88ページから101ページまで、質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

なければ質疑なしと認めます。以上で款 6 農林水産業費の質疑を終結します。

次に款 7 商工費101ページから109ページまで、質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

なければ質疑なしと認めます。以上で款 7 商工費の質疑を終結します。

次に款 8 土木費110ページから117ページまで、質疑のある方はページを指定して

発言願います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

なければ質疑なしと認めます。以上で款 8 土木費の質疑を終結します。

次に款 9 消防費、118ページから122ページまで、質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

なければ質疑なしと認めます。以上で款 9 消防費の質疑を終結します。

次、款10教育費、122ページから147ページまで、質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

なければ質疑なしと認めます。以上で款10教育費の質疑を終結します。

次、款11災害復旧費、款12公債費、款113諸支出金、款14予備費を一括とします。147ページから149ページです。質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

なければ質疑なしと認めます。以上で一般会計の歳出の質疑を終結します。

次、一般会計の歳入について質疑を行います。歳入については一括で行います。6 ページから26ページです。質疑のある方はページを指定して発言願います。 9 番 山本 陵議員。

○ 9 番（山本 陵議員） お尋ねします。議案第64号小川村一般会計歳入歳出の決算の認定についてですが、6 ページの歳入の中段、固定資産税の区分 1、2 の収入未済額で現年分、過年分それぞれありますが、その中で滞納者のうち、2 名は外国人の方で、うち 1 名は空き家バンクで物件購入後、実際住むことなく固定資産税を滞納したまま物件をサイト上で売りに出しているような状況であります。このやり方はよく投資目的の物件で行われる方法ですけども、今回のこの事案に対してどれほど危機感を持っておられるのか、課長、その次、村長の順でお伺いします。

○議長（西沢哲朗） 答弁願います。大日方総務課長。

○総務課長（大日方浩和） はい。議員ご質問の物件につきましては、すいません。私、

よく存じてなくて、今回初めて聞いたところでありますけれども、非常に、なんと
言いますか、固定資産税をいただいでいく中でも、非常に今後困難になっていく部
分があるかというふうには思っております。いずれにいたしましても、また解決
案を探りつつ、また進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 滞納者の具体的な事例でございますけれども、個人を特定する内容
ということにもなりますので、私の方からは具体的に、どなたかというのは把握し
てございません。また、今みたいな物件を購入して、またそれを転売するというよ
うな目的というのはお話しもありましたけれども、どういった目的で購入されるの
か、どういった居住するのかわからないのか等も踏まえて、私の方では確認できてい
ないというそんな状況でございます。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 個人名で誰がとか、そういう事はこれ以上言ってしまうと、そ
こまで行ってしまうので、それはもうここら辺までにしておきますけども、ただ、
この事案っていうのは、今後、村で同じようなことが起こった場合に多分收拾つか
なくなる可能性というのを秘めていると思います。固定資産税にしてもしかり、ペ
ージは違ってきますけど、他の税務の部分ででも、今後回収できない、そのような
危険性をはらんでいる中で、どのような対策をされていくのか。まだ検討される予
定のことがあれば、再度課長、村長、伺えますか。

○議長（西沢哲朗） 大日方総務課長。

○総務課長（大日方浩和） 正直、そのような事案については初めての部分もございま
すので、また検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 今、総務課長の方からも答弁がありましたけれども、私も正直言っ
て税務関係を長く経験した経験がありますけれども、こういった事案はかつてはご
ざいませんでした。また、あの売買される方がどなたに売買されようが、賃貸し
ようが、ということは、行政の方では口出しできるものではございません。ただし、
税金の滞納については、これが村から転出してどこへ行かれようが、どのくらいの
徴収経費がかかろうが、滞納整理は努めなければならないわけでございます。具体
的な事例初めての事案でございまして、いよいよ村内にもそういう事例が出てきた
かなと改めて思ったところでございます。繰り返しになってしまいますけども、ど
なたがどういった方に売買しようが、どういった方に賃貸借しようが、行政では何

も権限がございません。ただ、ひたすら滞納整理には努めなければならないものと、こんな認識でございます。

○議長（西沢哲朗） 他にございませんか。質疑はありませんか。

（質疑なし）

なければ質疑なしと認めます。以上で一般会計歳入の質疑を終結します。

次、実質収支に関する調書、地方消費税交付金が当てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費、財産に関する調書、奨学金貸与基金運用状況調べを一括で行います。150ページから156ページです。質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

なければ質疑なしと認めます。以上で議案第64号令和6年度小川村一般会計歳入歳出決算の認定について、の質疑を終結します。

議案第65号 令和6年度小川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（西沢哲朗） 議案第65号令和6年度小川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を議題とします。

本件についても既に説明が済んでおりますので、直ちに質疑を行います。最初に事業勘定から行います。歳入歳出調書を一括で行います。163ページから172ページ及び184ページです。質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑がなければ質疑なしと認めます。

次、次直営診療施設勘定の質疑を行います。歳入歳出調書を一括で行います。173ページから180ページ、185ページです。質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

なければ質疑なしと認めます。

次、直営歯科診療施設勘定の施設を行います。歳入歳出調書を一括で行います。181ページから183ページ、186ページです。合わせて国民健康保険特別会計財産に

関する調書187ページを行います。質疑のある方はページを指定して発言願います。
質疑はありませんか。

(質疑なし)

なければ質疑なしと認めます。以上で議案第65号令和6年度小川村国民健康保険
特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結します。

議案第66号 令和6年度小川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（西沢哲朗） 議案第66号令和6年度小川村村営バス事業特別会計歳入歳出決算の
認定について、を議題とします。

本件についても既に説明が済んでおりますので、直ちに質疑を行います。歳入歳
出調書を一括で行います。191ページから196ページです。質疑のある方はページを
指定して発言願います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

なければ質疑なしと認めます。以上で議案第66号令和6年度小川村村営バス事業特
別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を終結します。

議案第67号 令和6年度小川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（西沢哲朗） 議案第67号令和6年度小川村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について、を議題とします。

本件についても、既に説明が済んでおりますので、直ちに質疑を行います。歳入
歳出調書を一括で行います。199ページから217ページです。質疑のある方はページ
を指定して発言願います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

なければ質疑なしと認めます。以上で議案第67号令和6年度小川村介護保険特別
会計歳入歳出決算の認定について、の質疑を終結します。

議案第68号 令和6年度小川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（西沢哲朗） 議案第68号令和6年度小川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について、を議題とします。

本件についても既に説明が済んでおりますので、直ちに質疑を行います。歳入歳
出調書を一括で行います。221ページから226ページです。質疑のある方はページを
指定して発言願います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

なければ質疑なしと認めます。以上で議案第68号令和6年度小川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、の質疑を終結します。

議案第69号 令和6年度小川村簡易水道事業会計決算の認定について

○議長（西沢哲朗） 議案第69号令和6年度小川村簡易水道事業会計決算の認定について、を議題とします。

本件についても、既に説明が済んでおりますので、直ちに質疑を行います。227ページから252ページ一括で行いますので、質疑のある方はページを指定して発言願います。9番 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 簡易水道事業全体を通してよろしいですか。

○議長（西沢哲朗） はい、ページを指定して結構です。9番 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） ではお尋ねします。議案第69号小川村簡易水道事業会計決算の認定についてですが、初めての公営企業会計でしたので、大変な決算の年であったかなとは存じますが、だからこそコンサルタントを入れての当初からの流れであったと私は認識しています。その中で、コンサルを入れているにも関わらず、消費税の課税方式を適正な課税方式に選択できなかったり、法定外繰入れもしかりですが、コンサルとの契約を含めて、公営企業会計、簡易水道事業の今年度を含めた今後の方向性を改めて課長と委員会に出席していただいた副村長の順でお伺いいたします。

○議長（西沢哲朗） 高羽建設経済課長。

○建設経済課長（高羽哲夫） はい。委員会の中でもご質問いただきました。初年度ということで不慣れであったがゆえに、特段指摘も受けなかったというようなことから、例年、簡易課税を実施しておりましたので、6年度につきましても簡易課税を続けていたという経緯でありますけれども、議員の指摘を受けまして、考えを巡らしたところ、簡易水道会計で申し上げますと、第3条の収益の關係の仮受け消費税と仮払い消費税の差額だけでも71万円ほどということになっております。3条収入だけで、この簡易課税で支払った場合と比較すると134万円、6年度支払っておりますので、ここの部分だけを考えても簡易課税の方が安かったということが判断されます。また、さらに第4条の資本的の方で考えましても、工事費がこの上に乗っかってくるということになりますので、来年度以降は4条収支の方でも一般課税方式にすれば、その分の還付も受けられるということを考えれば、今後は、来年の建設改

良費がどのぐらいになるかは現段階では分かりかねる部分がありますが、いずれにしても、もう明確に一般課税の方が有利であるということが分かりましたので、そのように進めていきたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） 消費税の関係については、今課長から申し上げたとおりですが、今後の水道事業会計の運営方針についてもお尋ねであったというふうに認識しておりますので、それについて回答したいと思っております。ちょうど手元に、国土交通省に移管した後、国土交通省が、水道の基盤の強化のためにということで、令和6年4月22日に全国水道主管課長会議というのを開いておりまして、そこで、現在の水道を取りまく環境について、国土交通省の見解が載っております。そこには4つありまして、老朽化の進行、それから耐震化の遅れ、そして多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、そして最後、計画的な更新のための備えが不足。以上4点が国土交通省が、現在の水道事業に関して危惧している課題ということでございます。そして、国土交通省はこれらのものを解決するために、公営企業会計の適用を促しているという流れになっております。この流れによりまして、私も小川村も、令和6年度から公営企業会計を適用し、今回決算をご報告するに至ったという状況でございます。先ほど議員からもありましたとおり、初年度でありましたので、決算については大変苦労したということでございます。また、特別会計から公営企業会計に移行するという、そういったその特別な年であるために、通常の決算とはまた違った苦しみも現場ではございました。それを乗り越えて、なんとかこうやって決算をご報告できたわけですが、公営企業会計、つまり複式簿記を導入して、損益計算書、貸借対照表などの財務諸表を作る中で、いろいろ見えてきたものがございます。先ほど、議員のお問い合わせの中にありました消費税の課税方式についても、こうやって公営企業会計を適用したからこそ、問題点が浮かび上がってきて見える化され、そして、これから改善していくという方向が見いだせてきているというふうに思います。今後の経営につきましては、こうやって課題を見える化した上で、安定的な経営に向けて、財政基盤を整えていく、計画的な施設の更新をしていくということが大事であろうと。水道事業につきましては、1日たりとも水の供給が止まることのないように、将来にわたって安定的に運営していくことが大事だという認識に立っておりますので、今後ともこの複式簿記公営企業会計を適用しながら、改善すべきは改善し、安定的な運営に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西沢哲朗） いいですか。他にございませんか。質疑はありませんか。

（質疑なし）

なければ質疑なしと認めます。以上で議案第69号令和6年度小川村簡易水道事業会計決算の認定について、の質疑を終結します。

議案第70号 令和6年度小川村下水道事業会計決算の認定について

○議長（西沢哲朗） 議案第70号令和6年度小川村下水道事業会計決算の認定について、を議題とします。

本件についても既に説明が済んでおりますので、直ちに質疑を行います。253ページから275ページ、一括で行いますので、質疑のある方はページを指定して発言願います。9番 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） お尋ねします。議案第70号小川村下水道事業会計決算の認定についてですが、公営企業会計は、先ほど副村長の答弁からでもございましたように、複式簿記また発生主義を採用していますが、企業会計とも異なり、最も大きな相違点は、企業会計が決算重視であるのに対して、公営企業会計は予算と決算の双方を重視する点にあると私は理解しています。その中で、一般会計も公営企業も予算を超過して現金を支出することはできませんが、公営企業の予算は経済性を発揮するために、経済情勢の変動に機動的に対応するなどの弾力的な対応を認めていることが最大の特色であると考えています。公営企業予算は、収益的収入及び支出の3条予算と資本的収入及び支出の4条予算に大別されていますが、一般会計などに比べて包括的で、収入及び支出の大綱を定めているにすぎません。さらに、この3条は発生主義、そして4条は現金主義で編成され、3条の執行の結果は損益計算書、そして4条予算の執行の結果は貸借対照表に計上されますが、265ページ、真ん中よりもやや下、その他営業収益の雑収益備考欄に4条消費税相当分の14万5,454円と、66万円、さらに、最下段の備考欄に70万8,004円、4条から3条への振替がありますが、この振替によって公営企業会計に移行した趣旨と反して、予算の性質も損なわれ、損益計算書の整合と、貸借対照表の整合が保たれなくなると存じますが、課長か副村長か、どちらかお答えできる方で見解をお願いいたします。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） ただ今の議員の質問、2つありましたので、順番に一つずつお答えしたいと思っております。はじめにお答えしておきますけども、このような4条から3条への振替というものについては、限定的に行われるべきものでありまし

て、議員ご指摘の通り、あまりあり得ないといえますか、あまりやってはいけないことだという認識を私も持っております。その上で、説明するには若干時間がかかりますので、ご了解いただきたいと思います。まず、271ページをご覧くださいと思います。270ページと271ページの二つが関係してくるのですが、この265ページの雑収益に振り替えました下水道管敷設替工事の詳細設計業務に伴う66万円、これがこの中では割と説明しやすい事例ですので、この66万円を事例にとって説明させていただきたいと考えております。この66万円に関するものにつきましては、270ページの一番下のところに、施設補償金726万円という数字がございます。これが県道改良工事に伴う県からの補償金になります。それと次に関連してまいりますのが、271ページの建設改良費の委託料660万円、これが下水道管敷設替えの設計にかかった費用になります。で、この二つの数字を用いて説明させていただきますけれども、今回の処理につきましては、特定収入というものを充当して取得した償却資産、それに関する長期前受金の一部を収益に振り替えたという、専門用語で言いますと、そういう形になるのですが、一つ一つご説明をしないと考えると、まず、特定収入とは、消費税不課税となる収入のことでございます。この270ページの726万円は、県からの補償金でありまして、消費税法上、不課税収入となるものでございます。つまり、726万円の中には消費税というものは一切含まれていない、というところがポイントになります。次に271ページにあります委託料660万円。これは、この表は税抜で作られておりますので、税抜660万円の委託料を計上してありますが、委託した時には税金が入っておりますので、726万円で発注をしております。つまり726万円で発注した委託料の全てを県から補償金で頂いているという状況になります。その上で、この660万円の委託料につきましては、下水道管を建設するための設計ですので、下水道管の工事と合わせて固定資産に計上される、貸借対照表上の固定資産に計上されることになります。一方、補償金で頂いた726万円につきましては、貸借対照表上の負債の欄に、726万円、長期前受金という形で記載されることになって、そこで貸借対照表上の資産と負債のバランスが取れるという仕組みになっております。ここで問題になりますのが、ちょっと私の左手を見ていただきたいんですけども、この左手が委託料であったとすると、この手首から先が仮払消費税、消費税の分だったとします。そうすると、固定資産に計上されるのは660万円分だけです。この66万円分の消費税というのは、固定資産には計上されません。一方で、私の右手見ていただきたいんですが、右手が補償金を受けた726万円です。この726万円には消費税が含まれておりませんので、長期前受

金、負債の部に726万円が載ります。一方、固定資産には660万円が載ります。この手首の部分66万円だけアンバランスが生じます。そうすると、貸借対照表上バランスが崩れてはいけないというルールがありますので、この補償金の66万円分をどう扱うかということになりまして、この補償金の66万円は長期前受金から当該年度において3条の方へ振り替えて、特別な収益というふうに扱うというルールが形成されております。その結果、この66万円を265ページにありますように、その他営業収益の雑収益として当年度の収益に振り替えていると。この結果、貸借対照表上の固定資産660万、長期前置金660万というふうに同じ額が計上されて、貸借対照表でバランスが取れるということで、特別な決算処理になります。今、66万円を用いて説明させていただきましたけども、その上にある14万5,454円、これについても同じ考えでございまして、下水道管敷設替え工事に伴う負担金をいただいたものでございまして、負担金についても消費税不課税収入というふうに扱われますので、特定収入を用いて、償却資産を取得した場合の長期前受金の一部収益化というルールに基づいて一部を3条に振り替えるという、これはあくまでも決算の時に初めて行われる決算整理手続ということになります。で、これからも補助金とか負担金補償金、そういった対価性のない収入を得て、建設工事等を行った場合には、決算時点でこのような処理がなされるということになりますが、年に一度、決算の時の整理の特殊な手続きということでございます。以上が265ページの80万5,454円の説明になります。続きまして、その下の一般会計負担金として、4条収入からの振替70万8,004円。これについて説明をさせていただきたいと思っております。これにつきましても、270ページと271ページが絡んでまいりますので、併せてご覧いただきたいというふうに思います。まず、271ページをご覧いただきたいんですが、271ページの企業債償還金のところで、その他の企業債70万6,284円というふうにあります。このその他の企業債は、建設改良に伴った企業債ではなくて、公営企業に移行するために必要になった経費を、企業債を充てて借りたというものになっております。この公営企業適用債につきましても、総務省が建設改良費に準ずる経費だというふうに認定しておりまして、純建設改良費という扱いになります。この純建設改良費につきましても、管路等の構築物を建設するものと異なりまして、減価償却というものが生じません。なぜならば、公営企業会計に移行するための経費でありまして、固定資産を取得したからではないということで、減価償却の対象にならない経費ですが、建設改良費に準じて4条に計上する経費という非常に曖昧な、ある意味曖昧な経費であります。ただ、今申し上げましたように、4条に計上し、そして減価償却

費の対象にならない経費という性質を持っておりますので、そこに公営企業適用債を財源としてあてた場合、普通は固定資産のところに企業債を充てた場合には、長期前受金に計上して、固定資産が減価償却されるのと同じタイミングで収益化をしていくというルールがありますが、今回そのルールが適用できません。つまり、減価償却できないので、長期前受金も順次収益化していくことができなくて、単年度で収益化するしかないということになります。そのため、これも総務省のQ&Aにあるんですが、こういった場合には、公営企業適用債によって公営企業に移行する経費を賄った場合には、単年度で収益化しなさいと。で、単年度で決着をつけてしまいなさいというQ&Aがありますので、それに相当する部分を4条から3条に振り替えたというのが、今回のこの4条から3条への振替えの基本的な部分です。なお、そこに今回ちょっと特別なんですが、その他の企業債は70万6,284円ですが、3条に振り替えた額は70万8,004円ということで1,720円多く振り替えております。この理由は、一般会計から繰り入れたお金が、1億850万5,000円で、企業債償還金が1億850万3,280円ということで、この企業債償還金トータルの方が1,720円少ないということになっておりまして、その差額については4条で受けきれないので、あわせて3条へ振り替えて収益化したというものになっておりますが、基本的には、私が先ほど申し上げましたとおり、これについても特別なルールで4条の支出に関して、この企業債の部分に関しては単年度で収益化するというので、3条に振り替えるという、まあ公営企業に移行するときにだけ許される手続ということで、非常にまれな手続ですが、そういった形で4条から3条への、予算の移転がございました。こういったことについては、きちんと総務省の方でルールを決めておりますので、ルールに則って処理しておりますけれども、これ以外の形で4条から3条へ移転をするということは認められないものと考えております。以上です。

○議長（西沢哲朗） 山本 陵議員。

○9番（山本 陵議員） 4条から3条への流れについて詳しくありがとうございます。

この地方公営企業法施行令第18条第2項の中では、各項の中で、今、副村長の説明されたとおりの内容であれば、流用は大丈夫と確かに書かれていて、ただ、その各項の間の予算流用は原則禁止されているというところも明記されています。ただ、その各項但し書きにおいて、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより流用できるという文言もありますけれども、私のこの当初予算での見落とし、認識不足であれば申し訳ありませんが、今回のこの振り替えといいますか、予算流用は、下水道事業における手続上の瑕疵となりうる可能性があるのではないかと

と存じますが、再度見解を伺えますか。

○議長（西沢哲朗） 小林副村長。

○副村長（小林裕一郎） 結論から申し上げますと、瑕疵にはならないものと考えております。今回は予算を流用したという扱いではなくて、あくまでも決算処理の結果、資金といいますか、数字の移動が行われたということでありまして、流用という性質のものとはまた違いますので、そういった公営企業会計といいますか、複式簿記の場合、年度の最後の最後で決算整理をするという場合に起こり得ることであると考えておりまして、予算の流用とは一線を画すものと。ですので、決算の瑕疵にはならないものと捉えております。以上です。

○議長（西沢哲朗） 他に質疑がございますか。質疑はありませんか。

（質疑なし）

なければ質疑なしと認めます。以上で議案第70号令和6年度小川村下水道事業会計決算の認定についての質疑を終結します。

決算のあらまし、主要施策の実績報告、歳入歳出決算審査意見書について

○議長（西沢哲朗） 次、決算のあらまし、主要施策の実績報告、決算審査意見書について、一括で質疑を行います。質疑のある方は発言願います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

なければ質疑なしと認めます。以上で決算のあらまし、主要施策の実績報告、決算審査意見書について、の質疑を終結します。

総 括 質 疑

○議長（西沢哲朗） 議案第64号から議案第70号令和6年度小川村一般会計、特別会計歳入歳出決算、公営企業会計決算の認定について、7議案の総括質疑を行います。全般にわたって、質疑のある方は発言願います。1番 坂井 正議員。

○1番（坂井 正議員） すいません。先ほど見落としてしまいましたのでお願いします。令和6年度一般会計特別会計歳入歳出の決算書の163ページでございます。国庫支出金、国庫補助金、社会保障の税番号制度システム整備費補助金でございますが、委員会の時に、マイナンバーカードと保険証の一体化の事業についてお伺いいたしました。資格確認書についての事業については入っていないということでしたが、私は障害を持つ方々においては、確認書は非常に大事なものでありまして、この12月までにという申請であります。これに対しては、進めていくこととして、令和5

年の6月からの一体化の法改正によりまして、窓口負担が軽くなること、また長期入院で食事の負担額も減額されるというメリットもございまして、その辺について村としての見解、また長野県においてはマイナンバーカードに移行している団体の中でワースト2番だということもございまして、この点についても村としての見解を今一度お願いいたします。

○議長（西沢哲朗） 高木住民福祉課長。

○住民福祉課長（高木一仁） はい。マイナンバーカードと国保の保険証の一体化事業がありますが、こちらにつきましては国策でございます。国保の関係でありますけれども、こちらの保険証の資格確認書については、マイナと連携をされている方については、資格確認の通知、マイナの保険証を利用されていない方には資格確認書という、そんなルール付けのものでありますので、非常に残念ではあります。村独自に、全体に資格確認書を、全ての方に通知するというわけにはまいりません。制度によるものでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。それから、今80数パーセントといったようなことで、村のマイナの保有率ということになっておりますけれども、こちらにつきましては、県下でもワーストに近い部分でもありますので、また国保の方で周知、どんなところにメリットがあるかといったようなところも含めて、また広報等でお知らせをしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（西沢哲朗） 他にございませんが、11番 松本敏照議員。

○議長（西沢哲朗） 松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員） 決算剰余金の処分に当たり、今後の財政運営における計画の調整や見直しの予定について伺います。実質公債比率、村の借金である村債の返済に充てられる財源の大きさを、標準的な財政規模の割合、規模に対して割合で示されていますが、本村においては、平成29年から令和元年ぐらいいまでに、バスティ高府の建設、道の駅リニューアル事業で過疎債の起債が増えましたが、令和6年度は報告されましたように5.3パーセントまで下がっております。但し、将来の予期せぬ支出増加や公共施設等の更新を考慮し、計画的な財政運営に当たることが肝要と考えておりまして、そうした中で財政調整基金の残高については、一般質問で申し上げたとおり、概ね妥当と考えておりますし、主要財産の耐用年数に応じた維持補修の長期計画との整合性についても検討中というふうに聞き及んでおります。そうした中で、現行の長期維持補修計画と、財政調整基金の積み立て活用計画がどのように連携しているのか。また、今後の財政運営において、これらの計画の調整や見直

しの予定があるのかどうかについてご説明いただきたいと思います。

○議長（西沢哲朗） 答弁願います。染野村長。

○村長（染野隆嗣） 基金の運用の方針ということでよろしいでしょうか。施設の管理計画も踏まえてですが、基金とは直接的には連動はしておりません。基金も、財政事務担当ともいつも協議しているのですけれども、目的基金というのは目的以外は使用できないわけですが、減債基金、財政調整基金となりますと、運用次第では歳入財源として対応できるということでございますので、特段、目的基金をこれより増やすというよりは、もし基金に積み立てるとするならば、財政調整基金、減債基金とは申し上げませんが、そういったところに積み増しするしかないのかなというのがいつも担当との話のところでございます。それから、今ご質問でございました公共施設、これからも様々な分野でも維持管理経費がかかってくるわけですが、内容、物、建て替え修繕についても補助対象となるものもございます。全てが、基金あるいは一般財源での財源とは考えておりません。結論から申し上げますと、そういった長期的な高額な支出についての基金ということは一切考えておりませんし、建物の建て替え、修繕等々につきましては、補助制度を有効利用し、また起債対象になる過疎債等々でございまして、極力そういうものを利用し、対象外になったものは仕方なしに基金を取り崩しての対応ということでございまして、直接的に施設管理と、基金うんぬんとは直接的には考えておりません。

○議長（西沢哲朗） 松本敏照議員。

○11番（松本敏照議員） 財政黒字で運営できる時には、それを前提として財政運営を行っていただいておりますからよろしいのですが、某自治体でもありますように、年度中に突発的な税財政支出が生じて、財政調整基金等でも対応できないような事態になった時には、やはりそういう時に備えて基金の積み立てというのは、ご指摘にされるのがよろしいのかなと思いますが、それに対するまああつてはならないことですが、予期せぬことは、今この時代には何が起きるかわかりません。そういった時の備えも含めて、村長のお考えをちょっとお伺いしていいですか。

○議長（西沢哲朗） 染野村長。

○村長（染野隆嗣） 松本議員のご指摘のとおり、本当に行政、特に近年、何があるかわからないような実情でございまして。特に分かりやすい場面でいうならば、災害発生というようなことになるかと思っております。確かに村でも令和4年5年と大規模な災害に見舞われましたけれども、議員の皆様方、ご承知のとおり、災害には災害対応、激甚災害であったり、様々な内容のものでございまして、国等々の災害対策事業に

については、国の補助制度ということがございまして、特に激甚災害になった時につきましては、村での直接的な支出はそんなにはなかったというのが現状でございます。一般論でもっと分かりやすく言うならば、県内77市町村の平均の一般会計の年度予算の予算規模と、それぞれ市町村の基金残高というのは私はいろいろ見ていますけれども、小川村は比較的に基金が一般会計の予算規模と比べるならば基金が多い町村ということでございます。これも基金が多いということは、私は村民にもあまり言いたくないし、基金を増やしたからといって村民の方喜んでくれる人は一人もいません。もし積み立てる基金があるのだったら、もっと村民要望、地域要望に応じて支出すべきだというのが正直言って私の考えであり、村民の皆さんもそんな考えであるものと私は思っております。基金の、村の基金残高の内容につきましては、他市町村、同規模町村に比べても、そこそこの基金があるものと思っておりますし、一朝有事の際の支出等々につきましては、災害も踏まえてそれ相応の補助事業があったり、起債事業があったりするわけでございますので、そんなに基金を取り崩すというようなことは、ほとんどの事例ではないものと、そんな考えであります。

○議長（西沢哲朗） いいですか。他に質疑はございませんか。ありませんか。

（質疑なし）

なければ質疑なしと認めます。以上をもちまして、議案第64号から議案第70号の令和6年度小川村一般会計、特別会計歳入歳出決算、公益企業会計決算の認定についての総括質疑を終結いたします。

議案第71号 令和7年度小川村一般会計補正予算（第3号）

○議長（西沢哲朗） 議案第71号令和7年度小川村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についても既に説明が済んでおりますので、直ちに質疑を行います。歳入歳出一括で行います。質疑のある方はページを指定して発言願います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

なければ質疑なしと認めます。以上で本件についての質疑を終結します。

休 会 ・ 散 会

○議長（西沢哲朗） 以上で本日の日程は全て終了しました。お諮りします。明日18日か

ら23日までは、議案調査のため、会議規則第10条第2項の規定により、休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日18日から23日までは、議案調査のため休会と決しました。本日はこれにて散会といたします。ただ今の時間、午前11時47分です。

(散会 令和7年9月17日 午前11時47分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに記載する。

小川村議会議長 西 沢 哲 朗

会議録署名議員 新 井 幹 夫

会議録署名議員 塚 田 綾 子